

「東京大学医学部附属病院治験取扱規則」変更概要

変更箇所	変更内容
全般	・組織変更のため、「臨床研究支援センター」を「臨床研究推進センター」に変更
第49条第3項	・組織変更のため、「臨床研究支援センターサイト管理ユニット」を「臨床研究推進センター企業主導治験推進部門」に変更
第51条第1項第3号	・文書等の保存責任者について、「契約書：管理課長」を「契約書：研究支援課長」に変更

以上